

## 令和6年度 第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

開催日時：令和6年11月7日（木）午後7時～午後8時

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：11名（欠席4名）

事務局出席者：5名（市民サービス課…湯浅課長、古戸主幹、清水、出口、  
税務課…相賀補佐）

### 【会議内容】

#### 1. 開会

（事務局：湯浅）

皆様こんばんは。本日はご多忙のところ夜遅くに参加していただき誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業に関する協議会を開催いたします。今年度より一部の委員さんが変更になりましたのでご紹介させていただきます。被保険者を代表する委員として、「濱地委員」、同じく被保険者を代表する委員として、「畑中委員」、公益を代表する委員として自治会代表から「堀内委員」です。今後よろしく願いいたします。

#### 【事務局の自己紹介】

私が市民サービス課の課長をさせていただいています湯浅と申します。それでは、私の方から簡単に事務局の職員の紹介をさせていただきます。また、新委員の皆様も自己紹介をお願いします。

（以下省略）

それでは会議を進行させていただきたいと思います。本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいまご出席していただいております委員さんは、15名中11名ございますので本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

本日の資料について、確認をお願いします。机の上に置かせて頂きました資料につきましては、まず「事項書」、「国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて」と、「国民健康保険税税率改正に関するスケジュール（案）」、「広報11月の写し、国民健康保険に加入中の皆さんへ」です。ございますでしょうか？不足がございましたらお教え下さい。

それでは尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するということになっておりますので、ここで議事の進行を会長に代わらせていただきます。

それでは塩津会長よろしく申し上げます。

(会長)

皆様改めましてこんばんは。夜分にお集まりいただきましてありがとうございます。只今から私が議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本協議会を開催するに当たり、感染症拡大防止対策として短時間で進めるため、委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは事項書に基づきまして、会議を進めてまいります。

議事に入る前に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、私から指名させていただくことでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(会長)

それでは、千種恵美委員さんと西田育美委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に副委員長の選出を行いたいと思いますが、どなたか立候補される方はございませんでしょうか？私から指名させていただくことでよろしいでしょうか？

【異議なしの声】

(会長)

それでは、歯科医師代表の松井俊哉委員さんをお願いしたいと思います。松井副会長さん、よろしくお願いいたします。副委員長席にご移動いただきますようお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。市長からの諮問事項であります議題「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」について、事務局から説明をお願いします。

(税務課)

税務課の相賀です。よろしくお願いたします。

さっそくですが、説明させていただきますが、前回、塩津会長に説明が難しいので分かりやすくとの、ご指導をいただきましたので、できるだけ分かりやすく説明させていただきます。

ちなみに資料は要点だけの資料にしてあります。

では、国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて説明します。

まず、国保健康保険税は大きく3つの区分に分かれています。1つ目が医療分、これはご自分の病院や薬に対するものです。2つ目が後期高齢者支援分、これは後期高齢者、75歳以上の方を支援するものです。人生の先輩を支えていこうということです。

3つ目が介護保険分、対象は40歳から64歳までの人ですけど、これは介護の方を支援するものです。介護を受けている方の負担をみんなで支えていきましょうというものです。介護保険がかかるのは40歳からで、65歳になると年金から引かれるようになるので、国民健康保険税では40歳から64歳までになっております。この3つを合わせて国民健康保険税です。

それに対して、まず、税金をかけることを賦課と言います。国民健康保険税には、先ほどの3つの区分に対して、それぞれ税金をかける額、負担額はここまではと上限が掛けられており、それが限度額です。税金をかける限度額ということで、賦課限度額と言います。

今回、その賦課限度額について、国から後期高齢者支援分の限度額を上げるよう指示がありました。今回の国の指示は令和5年12月に閣議決定されたものです。

国からの指示に対しての判断は市に一任されていますので、以前から市民の皆さんに対して軽減範囲の拡大みたいな良い改正はすぐ行い、限度額引き上げなどの負に対しては1年遅れで対応しております。

国の方針としましては、難しい言い方をすると、社会保険等は被用者保険のルールとして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が、0.5%か

ら1.5%の間になるようになっていきます。国民健康保険も1.5%に近づくよう段階的に引き上げると予想します。

国からの言葉が難しいんですけど、簡単に言うと、社会保険と国民健康保険の差を埋めよと、例えば所得が一緒の給料が1千万円の会社員と儲けが1千万円の個人事業者を比べたら、会社員は社会保険で、個人事業者は国民健康保険です。その場合、現在、支払っている保険料は社会保険の会社員の方が高くなっております。その差を埋めなさいということです。

参考ですけど、限度額に達している世帯を限度額超過世帯と言います。本市において令和6年度賦課時点、税金をかけた時点での後期高齢者支援分の限度額に達している世帯は、25世帯63人です。

今回、ご審議いただき、後期高齢者支援分の限度の引き上げを行った場合、令和6年度の所得を基にした場合ですけど、後期高齢者支援分の限度額に達する世帯に該当するのは、23世帯59人になります。

来年度、令和7年4月1日から資料の令和7年度（改正後）の表で色が変わっている部分、国民健康保険税の2つ目の後期高齢者支援分、75歳以上の方を支援する分の賦課限度額を現在の22万円から24万円に引き上げたいと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

（会長）

それではただいま事務局の説明にありました「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」について、もう遠慮なく何でも聞いてやってください。こうやって書いていただくと良く分かります。

正直な話、該当する人は少ないんですね。ほとんどの方が今回上がるって言うと私も上がるんじゃないかって心配するけど、私達は関係ありませんね。

該当するのは生活水準の高い人なんですよ。今回も言うと、7年度になると24万円になるんですけども、該当世帯数は大体23世帯で、残りの世帯の人より遥かに上の方ということですね。

尾鷲市でも高額税額を収めてくれているトップ59人で、高額所得者ですね。

（税務課）

はい。

（会長）

我々庶民にはそんなに関係ない。上がるっていうことを何となく保険料が上がるって思ってしまうものなので。正直本当に分かりやすい説明していただ

かないと誤解しそうな感じなんですよね。

何かこんな風に私の方からだけ話させていただきましたが大丈夫ですか。

どなたか何かご意見ございませんでしょうか？新しくなられた委員さんは何かございませんか？よく理解していただきましたでしょうか。

表にさせていただくと本当に一握りの方っていう感じですね。

(税務課)

はい。

(会長)

わかりました。他に何かございますでしょうか？なければ、ここで、議案に対する採決を行いたいと思います。

議題「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員であります。議題「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」は承認されました。

それでは、「その他」に入ります。

事項書には「国民健康保険税税率改正に関するスケジュール」と「12月2日以降の被保険者証の廃止について」が記載されております。このことについて事務局から説明をお願いします。それではこれは湯浅課長がしていただけるんですか。

(事務局：湯浅)

委員長、それでは、私から「国民健康保険税の税率改正に関するスケジュール(案)」について説明いたします。

スケジュール(案)と書いてあるA3の資料をご覧ください。

最初に前提として、なぜ令和8年度から税率を改正しなければならないのか、簡単に説明させていただきます。

尾鷲市の現在の国保財政基金(家計でいう貯金に当たる部分)は約175,000千円あります。今11月ですけども、令和7年度の予算編成時期でございます。令和7年度にどれくらい必要なのか試算したところ、収入は約21億700万円(皆様からの保険税、国からの交付金など)、支出は約22億円(医療費・高額療養費・特定健診など)支出に対して収入が93,000千円程足りていない状況になる見込みです。

基金175,000千円から93,000千円切り崩しても80,000千円くらいは貯金が

残るから良いのではないか。ということにはなりません。なぜなら今年は約73,000千円から来年は見込みですけれど約93,000千円不足と年々基金の切り崩し額が増加していくことが予想されるからです。このまま行くとその次の年の令和8年度には予算が組めない状況に陥ってしまうことが予想されます。

これをもう少しわかりやすくイメージしやすい形でお話させていただきますけど、例えば年収3,000千円の家庭があったとします。

規模が22億円という規模なので、80,000千円の貯金と言ってもパーセンテージにするとたった4%弱です。3,000千円の年収で例えると、年間で約100千円の貯金しかない家庭ということになります。この状況では不測の事態、例えば車の修理や電化製品の故障、冠婚葬祭などが起こればたちまちパンクする状況にあります。

これを逆に国保に例えると、インフルエンザやコロナが流行し医療費が増えたり、近年は高額な医薬品や治療等が国に認可され一人で何千万も医療費がかかる方もちらほら見えます。そのような事態に対応するためにも基金を健全なレベルで確保することは必要となってきます。

まずはやっぱり令和8年度の予算を何としても組まないといけないということで、来年度中にはなるんですけども、我々の方で、税務課の方と協力しながら、また試算とか、そういうことを繰り返しながら、また皆さんにお示しして、その数字とかそういうもっと詳しい資料を、もちろんこちらで作らせていただくんですけども、それを基に、皆さん自身にさらに意見なんかもいただきながら、それらを反映して、それを繰り返しながら、税率改正の方に持っていきたいなという考えであります。

実際に言ったら国保税を上げるのが8年度ですが、7年度予算は組めるものの8年度はもう組めないっていう状況になります。

こちらが予算を組んだ時点で8,000万円強しか残らないっていう今試算なので8,000万円がちょっと8年度は組めないよねっていう状況になってくのではないかなとは予想します。

これは変わってくる可能性もあるんですけども。

ただ、何もしないっていう方向にはおそらくいかないと思います。8年度に向けて7年度にどういうふうやっていこうかっていうことを考えながら8年の4月に向けてっていう格好になってくると思いますので、どういうことをやっていくのかっていうのは、ほとんど市民サービス課と税務課とで協議を繰り返して、試算を繰り返して、皆さんにお示しして、議会にお示ししてっていう流れになってきますんで、順番としては。そこをちょっとご説明させていただきたいかなと思うのですけども。

(会長)

この問題は、どっちかいうと尾鷲市だけじゃなくても近隣市町にもかかわってくる問題ですよ。

(事務局：湯浅)

全国的な問題で、国は今、全国の市町に住んでも、一律の金額にしようっていうふうに進んでいますので、今は市町単位で、保険税のかけ方は違うんですけども、最終的には令和15年、三重県は令和11年に平準化しよう。どの市町に住んでも金額もほとんど変わらず保険で医療が受けられるようにしようという動きになってますんで、我々としても11年の平準化に向けて進めていきたいんですが、ただ、その前に1回やっぱり足りないっていう状況で、本当は10年までは持たしたいなっていう考えではあったんですけど、やっぱり足りなくなってくるっていうことで1回ちょっとかまさせていただく必要があるのかなというふうに今考えています。

ではどのような財政状況かおわかりいただけたかと思しますので、今後のスケジュール（案）を簡単に説明させていただきます。

令和7年度の12月の税務課の欄と市議会の欄に、第4回定例会にて税率改正の条例を上程と書いてあるんですけども、ここがタイムリミットになります。

ここを目標に、我々と税務課とで、どういうふうに作業をしていくかという表なんですけども、税務課と市民サービス課が協議し合っ、試算して、運営協議会に出して、市議会に諮っていくという格好になるんですけども、一番まずさせていただこうかなと思うのが、運営協議会の欄の2月になると思うんですけども、ここで今話しさせていだいたのをもうちょっと詳しい版、例えば国保税っていうのはどういう仕組みで、どのようにかけられているんですかとか、所得に対してのパーセンテージだとかそういうことの詳細を、この2月に基本的なことを運営協議会と市議会の方へ、まず説明させていただこうかなと思っています。

それを分かっていただけないと、まずどんなことをやっていくかっていうのが分からないと思いますんで、そこをちょっと丁寧にやらせていただこうかなと思っています。

これが終わった後に、市民サービス課の欄の3月から5月の分がこの欄になっていると思うんですけども、ここで国からの交付金であるとか、いろいろな収入が入ってくるわけですよ。入ってくる額とか、今の国保財政の決算の見込み額というのが、3月あたりには出てくると思しますので、それらの不足額のもっと正確な額が出てくると思うんですけども、今、先ほど9,300万崩さなければならぬという話をしたんですが、もっと詳細に詰まってくる数字になってく

ると思いますんで、その算定とか、あとはもう人口の推計であるとか、被保険者の数など、これらのこの時点で正確な数字っていうのが出てくるとと思いますんで、3月とはまたちょっと違うと思います。

例えば亡くなられたり、転出されたりとかという話もありますんで、こちら辺をもっと正確な数字を詰めて、4月5月の間に整備しようかなというふうに考えております。

それを基に、税務課と市民サービス課で試算し、いくらかかるか、それから歳入支出と収入といった金額とか、いくら保険税をかけていくべきなのか、それらのパーセンテージがどのぐらいになるのかで、色々調整するんですけども、そこら辺の折り合いをつけたようなパターンを、いくつか出してまいります。

そのパターンによって、今度は3つ4つのパターンを作ると思うんですけども、我々の中で、それですね、今度6月の運営協議会のところで、税率改正に関してということで市長から詳しく今度は委員会の運営協議会に対して諮問という形で繋げています。

投げかけて、皆さんに説明させていただいて、皆さんに検討、協議していただいて、意見をいただいたりして、それらを反映させてということは今度は税務課と市民サービス課で、それらの意見を反映させた形で試算と協議を繰り返して、それをまた皆さんにお示ししてっていう形でどんどん進めていきたいと思っています。

皆さんにご協力いただくのが、先ほどの6月の諮問それから試算、進捗状況の報告、それから検討等を含めて8月の報告および協議と書かせていただいたんですけども、ここで1回それから10月の末から11月になるかなというところなんですけども、それらの協議を経て、今度は運営協議会から市長に、今度は答申でいただいて、それを議会に上程して条例改正していくというような流れになりますので、皆さんに来年度については3回ほどご協力いただきたいなど。

これ予算決算とかの時期もありますので、協議会をできるだけ何回もしなくてもいいように、8月なんかは決算と重ねて説明させていただくとかで、お手を煩わせないような形で開催したい。

(会長)

3回というのは？

(事務局：湯浅)

3回とていうのは、6年度の来年の2月とそれから7年度は6月、8月、10月から11月の3回ですね。

(会長)

この10月は答申するだけですので、委員の方はいなくても1人だけでいいですよ。市長のところに行くのは。

(事務局：古戸)

2月に関しては、例年予算のための協議会がありますので、それを重ねてあります。8月は決算のための協議会がありますので、それを重ねてあります。

10月、11月というのは、答申の他に、条例改正等がありますので、それと重ねていますので、実際増えているのが6月の1回だけです。

(事務局：湯浅)

基本的には、こちらで資料を作らせていただいて、皆さんに分かりやすく説明させていただくつもりですけれども、説明させていただいて、皆さんにご検討いただきながら、意見とかそういうのをもらいながら私共で受けて、また協議して試算してっていうのを繰り返しです。

また、その辺のご協力を皆様によろしくお願ひしたい。

税率改正っていう厳しい言い方ですが、2月に詳しい話をさせてもらいますけど、実際今回の料金改正については、そんなに値上がりにならない人も出てくるかというふうに考えています。

あんまり詳しい話だとまた長くなるので2月でいいですか。

(会長)

全部が全部上がるというわけではない？

(事務局：湯浅)

そのように思っているんですけども。

(会長)

後期高齢者の人なんかはどうなんですか？

(事務局：湯浅)

後期高齢者は何も関係ありません。

(会長)

本当に人は、後期高齢者とか、だんだん年齢とともに病院へかかる回数とか多くなってきて、私らも時々こんな保険を使ってもいいんやろかって思う時があ

ります。正直基本的には仕方ないかなと思いつながらも。

(事務局：湯浅)

一般的に団塊の世代と呼ばれる方々が、後期高齢者に上がってしまうので、本来であれば医療費って下がってくるはずなんですよ。

普通に考えたら、多分下がるはずなんですけど下がってないんです。

1人当たりの医療費が10年ぐらい前と比べると10万以上上がっているんです

1人当たりが上がっているのは何故かという考えたんですけど、おそらくですけど、高額な医薬品が出てきたり、高額な治療も保険適用されてきたということが大きなところではないかと。

去年でも1人で2,000万とか使っている方がいますから、医薬品代で何百万とか使われているっていう人が何人もいるわけですよ。

でも僕が係長をやっていた10年ぐらい前っていうのはそんなのが出始めてきた頃か、その前ぐらいだったので、そんな何千万も使うような人ってなかなかいなかったんですけど、病気によって、やっぱり1年で2,000万ぐらい使っている人も多いので。

(会長)

一辺、三重県の県下の医療費の使い方を見せてもらったことあったんですけど、尾鷲市は基本的なところ近隣市町よりは下だったので良かったと思ったんですけども。

(事務局：湯浅)

今は上です。50万円超えていますね。

僕がおった頃は35、6万円とかだったんですけど、今は50万を超えています。

(会長)

やっぱり国保税見直さなあかな。

(事務局：湯浅)

医療費を下げるって言っても病院行かないでくださいねっていう話はできないんでね。

健康な方向へ持っていくのか、収入を増やすかしかないんですよ。財政を回していこうと思うと、現状としてはそんな感じですよ。

(会長)

湯浅課長の説明についてはよろしいですか。

はい、ただいまの事務局の説明のありました、国民健康保険税税率間改正に関するスケジュールについて何かご質問ありましたらどうぞ湯浅課長に投げかけてください。

どんな厳しいご意見でも結構です。

(畑中委員)

すいません、収入が少なくて支出が多いということで、貯金を取り崩していくって状況になるってことですよね。

そうすると令和8年度の後には多分もうもたないだろうということなんですけど税率を上げることによってトントンでいくのか、それとも増やして、例えば8,000万プラスで取ってまた積み上げていくのか、どちらの方向で考えているのですか？

結局収入と支出が一緒であれば8,000万円が残るじゃないですか。

また1,000万積み上げて9,000万、次の年は9,000万にするとか。

(事務局：湯浅)

基本的にはですね、そのトントンで行くということは、国保の財政の貯金の部分ですよね。直近の部分がもう0と考えると、やっぱりそれは心もとないですね。

やっぱりある程度積み上げましょう、多少はちょっと積み上げた形でという格好になると思いますけど。

(畑中委員)

それは、来年度は8,000万残ると、それが次の年になったら多分1,000万ずつ積み上げて9,000万残っていくとかっていうふうですね。

(事務局：湯浅)

1年当たりいくら、こちらがいただきたいのかっていうところ計算を3年間続けるっていう話なんですけど、これ国保の制度なんで、かかった医療費と、予算で積んである金額あるんですけど、実際かかった医療費とちょっと差があるんですよ。

その差が出た分を毎年9月に積んでいくという制度がありますので、医療費が下がればその金額はやっぱり自然に増えてくるんですけど、それ自然に増えるっていうのを医療費が下がるっていう意味で考えると、なかなか下がってこ

ないのが現状ですので、どんどん増えていますので医療費自体が。これがこういう傾向が見えてきたりすると、どんどん貯金は増えていくのですが、これが見えない限りは、おそらく上がり続けるか、平行かかって見るのが妥当かと思えますので、やっぱり医療費がどのぐらいっていうのをまず計算しないと、それよりちょっと積んで取るっていう形になるのかなと思っています。

それでどんどん貯金が増えれば、値上げが先延ばしにできるっていう格好になりますので、そういうふうには今考えていますけども。

(会長)

はい、ありがとうございました。

他にどなたか質問はないですか、よろしいですか？

(中井委員)

ちょっとどうぞ国保税を納める人っていうのはもうこれから増えていくことはないですよ。どんどん減ってくるわけで。

市民の生活自体も今はいろんな物価もあるし、色々なことでも、医療費は当然大変な状況になっているわけでどんどん上がっていくと思うんで、なかなか大変な問題が出てくるんだろうと思うし、そこは我々だけで悩んでもしょうがないんだろうと思うし、何か国へ要請するとか県に要請するとかいろんな負担金を交付金を増やしてもらうしか手はないのかなっていう感じもなきにしもあらずなんですけど、その辺っていうのはなかなか難しい問題でしょうからね。

(事務局：湯浅)

今おっしゃっていただいた話で、僕らも普通に考えたら、人口被保険者が減っていくのに医療費は増えていくという状況なんです。普通に考えれば減っていくんだったら医療費もずっと減っていくのかなって考えるんですけど、それがなかなか減っていかないっていう今状況なので、我々としても獲得できるような交付金については、さらに検討をして、もっと収入を増やす努力ももちろんしていかななくてはいけないと思いますし、そこら辺はちゃんと、市の方でも考えさせていただいております。

(会長)

はいありがとうございました。他にどなたかないですか。よろしいですか。

それでは質問は以上ということで、「12月2日以降の被保険者証の廃止について」の説明を古戸さんの方からよろしく願いいたします。

(事務局：古戸)

「12月2日以降の被保険者証の廃止について」について説明させていただきます。資料「広報11月の写し、国民健康保険に加入中の皆さんへ」をご覧ください。

マイナンバーカードに保険証が一体化されるため、12月2日以降に紙の保険証が廃止されます。これは後期高齢者医療の保険証も一緒です。

既に配布している保険証は、基本的には来年の7月31日の有効期限まで使用することができますので、マイナ保険証と併用でどちらも使うことができます。8月1日以降はマイナ保険証に一本化されることになっています。国保から社会保険、後期に移行するなど資格が変わったとしても、マイナ保険証を更新するとかの手続きはいりません。

次に12月2日以降に発行される資格確認書についてです。

12月2日以降に本市の国民健康保険に加入される場合、記載内容が変更、保険証を紛失された場合等においては、資格確認書を発行いたします。これらは、保険証がないため、病院にかかれないといったことを防止するためです。

右のイメージ図を見ていただいたとおり、被保険者証の部分が資格確認書に変わる程度の変更です。

マイナカードを作っていない方、マイナカードを作っている方、保険証と紐づけされていない方については、本人が手続きしなくても、国保であれば市から、後期であれば津の広域連合から、8月1日から使える資格確認書をお送りしますのでご安心ください。資格確認書で病院にかかることができるようになっています。

(会長)

それではただいま事務局の説明にありました「12月2日以降の被保険者証の廃止について」について、何かご質問ございましたら、ぜひ古戸さんに聞いてください。

まず私から質問させてください。今、私はマイナンバーカードを持っているんですけども、それが保険証と紐付きになってくるかどうかを調べる方法ってあるんですか？

(事務局：古戸)

はい、調べることができます。

前に2万円のポイントをもらった人は、間違いなく紐づけはされているんですけども、されてない方については、自宅でもiPhoneとかの携帯電話を使って、マイナポータルっていうサイトにアクセスすれば確認できますし、病院のマイ

ナ保険証を読み込む機械でも紐付け可能ですし、市でも紐付けはやっており  
ます。

(会長)

多分していると思うんですけど、

(事務局：湯浅)

市民サービス課の窓口に来ていただいたら確認します。

(会長)

まだ、しばらくは普通の保険証でいいんですよ。

(事務局：古戸)

来年の7月末まで使えます。

(会長)

一つ聞きたいんですけども、私の知っている方で、国民健康保険税を払わずに  
保険証が無効になっている人っておりますよね、そういう人ってマイナンバー  
カードを持ったら、医療は受けられるのですか？

(事務局：古戸)

マイナンバーカードに紐付けされていたとしてもその資格は病院の方で分か  
ります。

(会長)

なるほどマイナンバーカードだけは持っていれば、どこでもいけるんだと思  
いましてね

(事務局：古戸)

病院の方で機械にかけるとマイナンバーカードの方に医療記録の他に、資格  
の限度額とかそんなのはもう全部入っています。

(税務課)

そこは税務課が抜きなく。

(会長)

それではなくてはね。

滞納していて、民生委員をしていたもので、それで使えないのと言って、福祉保健課で色々もう通帳とか全部預かっていただいて、それでその方がきちんと働いて納めるようにしたので、今は保険証が戻ったような人がおりましたんでやっぱりそういう人も世の中におるんやなと思ってね。やっぱりそういうあたりはきっちりと分かるんですね。

(事務局：湯浅)

ちなみに尾鷲市内でマイナンバーカードを保有されている方は80%弱です。20%強の人は、未だに持たれてない方もおりますので、8月1日以後、資格確認書でしか病院にかかれない方が20%おります。

(会長)

他に何かこのマイナンバーカードの被保険者の廃止について何かご質問ありませんでしょうか？

西田さんは何か聞きたいことはないですか？

(西田委員)

これらは、病院行った時にもう保険証とマイナンバーカードと一緒に、受付とかお薬もみんなしてきたので。

(事務局：湯浅)

ずらっと情報として、病院側の方では、ぱっと一目で分かるようになるのかなって気がするんですけど、そこら辺は僕らは分からないんですけど。

(西田委員)

暗証番号と顔認証とどっちを選びますかって言われたけどな暗証番号の方にしておいたんですけど。

(千種委員)

マイナンバーカードは毎月やっぱり見せるのですか？保険証は毎月見せませんが。

(事務局：古戸)

マイナンバーカードの使い方は保険証と一緒にしますので、毎月1回、使い方は同

じになります。

(榎本委員)

マイナンバーカードからちょっと外れるんですけども、国は市町の税率の基準を同率にしようとしているってさっきおっしゃったよね。

尾鷲市なんか貧乏な方やから貧乏、中高とあったら、中に基準を合わせるとしたら尾鷲市なんか上がるわけじゃないですか多分。そしたらまた値上げっていうことも。

(事務局：湯浅)

それは分からないです。尾鷲市が全国のどのレベルで保険税をいただいているかっていう詳しいのはまだ分からない。

(榎本委員)

下がる可能性もあるのか？

(事務局：湯浅)

下がるかというのは分からないですけど、基本的には平成30年度に県に一元化されています保険証っていうのは、三重県が発行しているものになりますんで、そこからだんだん推移していきます。

だんだんそこへ持っていつているんですよ。正直今の段階で、上がるか下がるかって言われるとちょっと分からないです。

(榎本委員)

だからその値上げの話は別に委員である以上あんたのせいで上がったと思われませんか心配です。

(事務局：湯浅)

それは皆さん一緒です。

運営協議会でそんなことは駄目だと反対されたら大変ですけども、そんなことはあんまり聞いたことないですね。全国どこでも。よっぽどおかしい数字を出してきたとか、そんな話あった方がいいんですけど、ほとんど分かっただけでいる。

(会長)

マイナンバーカードの方に戻りますけども、何か個人情報とかみんなもそれ

に入ってくるんですよね、病歴とかそういうことも。

(事務局：古戸)

マイナンバーカードに入っているっていうより、国のサーバーに情報が入っていて、そこにマイナンバーカードでアクセスするっていう格好になっています。

(会長)

そうすればマイナンバーカードだけでは分からない？

(事務局：古戸)

はい。一応、どんな薬を飲んでたとかいうのを記録として電子カルテを引っ張ってくるので、A病院にかかっている、旅行とかで急にB病院にかかればならないようになった場合に、本人はどんな薬を飲んでたか分からないけれども、マイナンバーカードですと、過去に飲んでた薬とかが分かるようになっています。

(事務局：湯浅)

お薬手帳とか持ってもお年寄りの方なんかはこまめに管理するのですけど、僕らも薬飲んでいてもお薬手帳書を持ってないんで分かっている薬は言えますけど、そんな人も多々見えるんで、それらが分かるという便利なこともあるんですね。

(会長)

はい、わかりました。ありがとうございます。あと、どなたかよろしいでしょうか？

(畑中委員)

一応、私もマイナンバーカード持っているので、紐付けされていると思うんですけども、後期高齢者も同じように資格確認書っていうものが来るんですよね。これは年に1回来るってことですか？

(事務局：古戸)

紐付けされていない方には年に1回更新で8月1日から7月31日まで使える資格確認書を毎年送ることになります。

(畑中委員)

うちの母は95歳なのでマイナンバーカードは作ってないんですよ。そうすると、ずっと亡くなるまではこの資格確認書で多分病院行くってことになるってことですね。

(事務局：湯浅)

はい、届きます。持っていない人には届きます。

(松井副会長)

この資格確認書っていうのは全員じゃなくって、マイナンバーカードに紐付けされていない人にだけ届くってことですか？

(事務局：古戸)

そうです。紐づけされている方はマイナンバーカードを使ってくださいということになります。

(松井副会長)

マイナンバーカードを持っている人は、もう今持っている紙の保険証の期限切れたらもう、もう終わり、保険証は2度とももらえないということですね。

(事務局：古戸)

社会保険とかの場合は一応来年の12月2日までは使えるってなっています。僕らみたいな共済で来年の12月2日までとなっています。

(会長)

マイナンバーカード使って作ってない人って結構いるんですか。

(事務局：湯浅)

20%います。

(会長)

2万円いただいたときに結構作った方が多いように思うんですけど。私らもいろんな紹介をして人を集めて。

(松井副会長)

20%の中には、生まれて1週間の子供とかそんな人も入っているんですよ。

ね

(事務局：古戸)

はい、そうですね。作った人を引いた数になるので。

(松井副会長)

そういう人はほぼ作るんですかね。生まれた日に作るってことはないでしょうけど。

(事務局：古戸)

マイナンバーカードってすぐに作れるものじゃないので、とりあえず資格確認書を一旦お出しして、それでとりあえず病院にかかれるようにはすると思います。このような時のために資格確認書は本来あるので。

(会長)

分かりました。あと皆さん、何かお聞きしたいことはどうぞ、もうどんどん聞いてください。

(中井委員)

確認したいんですけども、このスケジュールの中で、この6月に開催する国保財政健全化委員会のことなんですけども、この中に、今私の他、塩津さんもそうなんですけども、福祉保険課の方で、健康増進を推進するために副市長が筆頭になって検討会やっているんですよ。

その方たちが課長級の中に入っているのかどうか、要するにアンバランスになっていると、片方は保険をあんまり使ってくれないっていう立場の計算するんですけども、一方健康作りの方は、なるべく自力で健康増進をしてくださいっていう事業と、こちらの方のバランスをどうやって取るのか。ようするに健康増進を推進する福祉保健課もその委員の中に入っているかどうか

(事務局：湯浅)

健康づくりの担当である福祉保健課は、基本的には入ると思います。福祉の他にはあと財政とか主要なところは入ってくるんですけど。

(中井委員)

私の方で塩津さんも一緒にやっているんですけども、こういう健康診断をやったらどうかとか、コミュニティセンターの方へ福祉保健課の方が行って健康

づくりをやってくれとかっていう要望を出して、実際に取り組んでもらっているわけですので、やっぱりその方々たちも一緒に入って欲しい。

(事務局：湯浅)

今、中井さんがおっしゃっていただいたようにその健康づくりっていうのは、国保の中でも事業としてございますんでね。検診を受けたりどうのこうなので、そこはもうリンクしておかなければいけないと思います。密接な関係なのですからね。

(中井委員)

そうになっているのかなというのは、質問させていただいたのですが、今、私が尾鷲市に言っているのは、紀北町と尾鷲市の健康診断の項目が違うというのはどういうことなのかということ、私は言ったことあるんですけども、紀北町は定期的に前立腺がんの血液検査を 500 円とかでやっているということで、尾鷲市には、それはないんですね。

だから紀北町と同じようにならないかと話を色々、塩津さんたちと助言をしているものですから、足並み揃えてやってほしい。

後期高齢者になると紀北広域連合と一緒に合体として、介護を取り扱っている状況ですのでそれをリンクしてやってもらった方がいいんじゃないかなっていうことで、しっかりやっていると思いますけども、これではちょっと表現が分からなかったので質問させていただきました。

(事務局：湯浅)

ありがとうございます。

(会長)

どなたか他にありますか。ないでよろしいですか？

よろしいようでございます。それではないようですので、今日は湯浅課長をはじめ、相賀さんにも分かりやすく説明いただきましたので無事に協議会終わることができました。

それではこれもちまして、令和 6 年度第 2 回の尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

今日はどうもありがとうございました。